

令和 6 年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和 6 年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務

2 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「令和 6 年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業実施の趣旨

急速な人口減少・高齢化に伴う地域の担い手不足等の課題に直面している本県において、テレワークに積極的かつ地方創生に関心が高い首都圏企業と地域との接点をつくるため、地域交流型ワーケーション（短期滞在）及びテレワークを伴うお試し移住（長期滞在）を実施し、継続的關係性を構築する中で新たな人の流れを呼び込み、関係人口及び転職なき移住のモデルケースを創出することを目的とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 2 5 日（火）まで

5 委託業務の概要

- (1) 企業訪問等による営業活動
- (2) 滞在先の確保
- (3) 企業と地域のマッチング
- (4) フォローアップ体制の確保
- (5) Web サイト等の情報発信
- (6) オンラインセミナーの開催
- (7) その他必要な業務

6 委託業務の内容

(1) 企業訪問等による営業活動

テレワークに積極的かつ地方創生に関心の高い首都圏企業等（以下、「首都圏企業」という。）に対して、パラレルキャリア人材共創促進事業の受託者と連携して営業活動を行い、所属する社員等が本県に滞在してテレワークを行う傍ら、地域交流する姿を甲及び乙がモデルケースとして広く発信することについて同意を得た首都圏企業（以下、「体験企業」という。）を 20 社程度確保すること。

乙は、20 社程度の体験企業を獲得するための具体的な営業活動（体験企業の見込み、営業訪問企業数、スケジュール、営業方法等）を提案し、甲と協議の上、訪問企業等を調整すること。

(2) 滞在先の確保

体験企業に所属し、本県に滞在することを希望する社員等（以下、「滞在者」という。）が宿泊

する滞在先について体験企業及び滞在者のニーズ等に応じて確保すること。

- ① 滞在者1人あたりの連続泊数が概ね14泊未満（ワーケーション等による短期滞在）の場合は、テレワークが可能な県内のビジネスホテル、ゲストハウス、民泊等に宿泊した上で、宿泊費は、乙が滞泊先に直接支払うこと。ただし、当該宿泊費に飲食代は含まないこととする。

※全ての体験企業において、短期滞在する滞在者の総合計泊数は800泊程度を目標とする。

- ② 滞在者1人あたりの連続泊数が概ね14日以上（テレワークを伴うお試し移住等の長期滞在）の場合は、テレワークが可能な一般住宅（以下、「テレワーク住宅」という。）を確保すること。

※テレワーク住宅は、延べ30カ月以上（20泊以上で1カ月と換算）の稼働を目標とすること。（同時期かつ同一物件に複数人の滞在があった場合は、泊数に人数を乗じて稼働月数に加える。）

※テレワーク住宅は、県内の賃貸物件等を想定し、改修は原則行わないことを前提に、生活に必要な什器（日常生活で利用する家具家電、道具類）をリース等で準備し、テレワークに必要な通信環境を整えること。

※滞在者がテレワーク住宅に宿泊する場合、食費は全額、水道光熱費は滞在者に一定の負担を求めること。

（3）企業と地域のマッチング

滞在者の交流地域、交流内容、受入団体等を調整したプログラム（以下、「交流プログラム」という。）を構築し、体験企業のニーズに配慮した上で地域とのマッチングを行う。

- ① 地域交流プログラムを実施するにあたっては、受入団体等と十分な調整を行い、体験企業または滞在者に金銭負担が生じる場合は、事前に金額の目安を提示すること。
- ② 地域交流プログラムを実施する際には、甲が事前にプレスリリースする旨を体験企業に説明の上、事前に了承を得ること。（プレスリリースには体験企業のロゴ等が掲載可能であることが望ましい。）
- ③ 地域交流プログラムを実施する際には、画像及び動画等により記録した上で、情報発信のために公開することを前提に体験企業及び滞在者に予め同意を得ること。
- ④ 滞在者が取り組む交流プログラムの内容は、次の例を参考に、交流プログラム一覧を作成し、6-（1）に記載する営業活動の際に、首都圏企業に対して提示すること。

【交流プログラムの内容例】

- ・地域のキーパーソンとの意見交換
※地域側からの一方的な取組説明に終始することなく、体験企業側からも都市部のニーズの提示や課題解決策の提案が示されるように、双方向のコミュニケーションがあることを必須とする。
- ・地域及び県産品等のブランディングサポート
※体験企業の強みを活かして、地域及び県産品等のイメージ向上（ブラッシュアップ）を図る場を創出する。
- ・地域のDXサポート
※IT人材が不足する地域において、体験企業が有するDXの知見及びノウハウを共有する。

- ・集落の清掃活動等の支援
※担い手が不足する地域において、集落道の草刈りや水路の清掃など、環境整備を無報酬で行う。
- ・地域のお悩み解決
※地域が抱える課題について住民等と共に議論し、企画提案書を作成した上で、プレゼンテーションの場を創出する。

(4) フォローアップ体制の確保

滞在者が本県に宿泊する間、円滑にテレワーク及び地域交流プログラムを実施するために必要なフォローアップを行うこと。

- ① 滞在者に対しては、滞在中の相談窓口（電話、メール等）を設置すること。
- ② 滞在者が本県に「転職なき移住」することを見据えて、子どもの預かり保育、ペーパードライバークラス等の受講、教育及び介護施設等に関する情報提供など、必要に応じて、各種サポートに対応すること。
- ③ 滞在者へのアンケート調査等により効果検証を行い、必要に応じて、体験企業に効果検証した内容をフィードバックすること。
- ④ 体験企業と地域の継続的関係性の構築を意識した上で、交流プログラム終了後の連絡体制を確保すること。

(5) Web サイト等の情報発信

本事業の成果として、滞在者がテレワークする姿、交流プログラムの様子等を画像やインタビュー等で事例紹介すること。

(6) オンラインセミナーの開催

本事業の成果等を発信し、新たな体験企業及び受入団体の獲得に資するためのオンラインセミナーを開催すること。

- ① 開催回数：1回
- ② 開催方法：原則、有料アカウントを取得したZoomによるオンライン開催
- ③ 参加者数：（目標）：50名程度
- ④ 内容：滞在者をゲストに招いた事例共有など

(7) その他必要な業務

- ① 必要に応じて、首都圏企業への営業活動や本事業の成果を発信するために必要な広報資料を作成すること。
- ② 事業実施スケジュールを円滑に遂行するために、タスク管理を適切に行うこと。
- ③ 市町村及び受入団体等との丁寧な連絡調整を図ること。
- ④ 甲が所管する他の関連事業の受託者と適宜連携すること。

7 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事前に書面で甲に報告した上、甲との協議や打ち合わせ等に参加させるものとする。
- (3) 乙は、各事業実施における主たる責任者を定め、甲の担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における甲の職員の旅費及び甲が行う広報経費等は除く。

9 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。

(2) その他、甲が必要と認める資料

10 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

11 その他

(1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。